

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

青年部規約

(目的)

第1条 この青年部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会参加の次代を背負う若きリーダーを中心として組織し、協会の健全なる発展を図ると共に、企業の合理化、近代化及び高度化を推進するために、会員の研修と相互の連携を強め、より良い経営者、指導者をつくることを目的とする。

(名称)

第2条 この青年部は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会青年部（以下、「青年部」という。）とする。

(事務局)

第3条 この青年部の事務局は一般社団法人愛知県産業資源循環協会内に置く。

(事業)

第4条 この青年部は、第1条の目的を達成する為次の事業を行う。

1. 会員のためにする各種研修会の開催。
2. 会員の経営の健全化を図る為の各種情報交換及び提供。
3. 協会の振興に必要な建議、陳情、提言。
4. 会員の福利厚生に関する事業。
5. 前各号に付帯する事業。

(会員資格)

第5条 この青年部の会員は、一般社団法人愛知県産業資源循環協会の会員又は、会員会社の幹部で青年部の趣旨に賛同する者で年齢50歳未満とする。但し事業年度中に満50歳に達するときは、その年度内は会員資格を有するものとする。

(加入)

第6条 前条の資格を有する者で、協会員及び青年部会員の推薦を得て青年部役員会の承認を得た者とする。

(退会)

第7条 会員は、あらかじめ青年部にその旨を申し入れをした上で、会計年度の終わりにおいて退会することが出来る。

(総会)

第8条

1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、青年部会員をもって構成する。
2. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。

3. 総会は青年部会長が召集する。
4. 総会の議長は総会において会長が選任する。
5. 総会は次に掲げる事項を議決する。
 - ①事業計画及び収支予算の決定。
 - ②事業報告及び収支決算の承認。
 - ③規約の改正。
 - ④その他、役員会が必要と認めた事項。
6. 総会は、会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
7. 総会の議事は出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
8. 総会の議事については議事録を作成しなければならない。
9. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。
 - ①会議の目的である事項、日時及び場所。
 - ②会員数及び出席者数。
 - ③議事の経過の概要及びその結果。
10. 前項の議事録は、事務局に備え付けて置かなければならない。

(役員の数)

第9条 青年部の役員は次の通りとする。

- | | | |
|------|-----|--------------------|
| ①青年部 | 会長 | 1名 |
| ②青年部 | 副会長 | 2名以上5名以内 |
| ③幹事 | | 15名以内(会長及び副会長を含む。) |
| ④監事 | | 2名 |

なお、必要に応じ、会計、委員長(5名以内)、直前会長、相談役、総括幹事、会務を定めることが出来る。

(役員の職務)

- 第10条
1. 青年部会長は、青年部を代表し業務を執行する。
 2. 青年部副会長は、青年部会長を補佐し、青年部会長に事故等があるときは、青年部会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
 3. 幹事は、青年部の運営及び業務の執行にあたる。
 4. 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、役員に対し会計に関する報告を求めることが出来る。
 5. 会計、委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務を定めた場合は以下の通りとする。
 - ①会計は出納、帳簿及び書類の管理にあたる。
 - ②委員長は担当委員会が円滑に行われる様に業務の執行にあたる。
 - ③直前会長は、青年部を運営する上での顧問的な役割を行う。
 - ④相談役は、青年部の運営上の諸問題や重大な事項について助言できる。

- ⑤総括幹事は、部会運営が円滑に行われるように業務の執行にあたる。
- ⑥会務は役員会及び各委員会が円滑に行われるように業務の執行にあたる。

(役員を選任)

- 第11条
- 1. 幹事並びに監事は総会において選任する。
 - 2. 青年部会長は、青年部会の幹事の互選により定める。
 - 3. 青年部副会長は、青年部幹事のうちから、青年部会長が指名する。なお、会計、委員長、直前会長、相談役、総括幹事、会務を定める場合も同様とする。

(役員任期)

- 第12条
- 1. 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
 - 2. 補欠(増員に伴う場合の補充も含む。)のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第13条
- 青年部の顧問に一般社団法人愛知県産業資源循環協会正副会長を委嘱する。

(会費)

- 第14条
- 1. 青年部の運営に要する経費は、総会において定めた会費を青年部会員から徴収するものとする。
 - 2. 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。なお必要に応じ特別会費を徴収する事が出来る。

(会計年度)

- 第15条
- 青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

- 第16条
- この規約に定めるものの他、必要な事項は役員会に諮り、青年部会長が定める。